

締約国に関する情報 RS	セルビア  一般情報	附属書 B1 RS
国内官庁の名称	Intellectual Property Office (Serbia) (知的所有権庁 (セルビア))	
所在地及び郵便のあて名	Knjeginje Ljubice 5, 11000 Beograd, Serbia	
電話番号	(381-11) 2025 800	
ファクシミリ装置	(381-11) 311 23 77	
電子メール	zis@zis.gov.rs	
インターネット	www.zis.gov.rs	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、受領書を発行する配達サービスを条件とする。	
セルビアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により欧州特許庁 (EPO)、知的所有権庁 (セルビア) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
セルビアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：知的所有権庁 (セルビア) (国内段階参照)  欧州特許：欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
セルビアを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許, 追加特許, 小特許  欧州：特許	

[次頁に続く]

R S	セルビア (続き)	R S
国際型調査に関するセルビアの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	<p>国内特許を目的とする指定の場合： 知的所有権庁（セルビア）が国際出願における発明の名称及び要約のセルビア語翻訳文を公開した日から仮保護が有効となる（2011年特許法第18条及び第161条）。</p> <p>欧州特許を目的とする指定の場合： 出願人がセルビアにおいて発明を使用している者に対して公開欧州特許のセルビア語翻訳文を通知した日から、特許法第19条に基づく公開国内特許出願による仮保護が公開欧州特許出願に与えられる。</p>	
セルビアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
セルビアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書に記載するか、又はPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	
欧州特許については、附属書Bの欧州特許機構（EP）を参照		